

宇都宮市スポーツ少年団本部活動指針

○ 活動指針の趣旨

「スポーツによる青少年の健全育成」というスポーツ少年団の目標の実現と学校や家庭、地域との適切な関係を築くために宇都宮市スポーツ少年団における活動指針を定めるもの

○ 学校や家庭・地域との関連

- (1) 団の活動は学校時間や家庭時間を除く自由時間に行うこと。
- (2) 団活動の趣旨を十分に理解し、保護者や地域から信頼されるような活動を行うこと。
- (3) 団員の自由時間の使い方を考慮し、学校活動・地域社会の行事を優先した計画を立てること。

○ 団員の健康や生活のリズムを考慮した活動計画

- (1) 活動時間は1日2～3時間程度、1週間に2、3回とすること。
(祝日等による連休や長期休業中においても同様とする。)
- (2) 団員の生活リズムを崩さないよう、午後9時には活動を終了すること。
- (3) 団員の健康管理に配慮し、団員個々の発達段階や体力、技能等に応じた活動内容に配慮すること。
- (4) 大会や練習試合などの日程とともに、活動予定や内容を早期に周知すること。

○ 土日、祝日等の活動

- (1) 「家庭の日」の第3日曜日を活動休養日とすること。(大会は除く)